

# さんかく **見聞**

## 日本女性会議 in 秋田

昨年10月28・29の両日、錦秋の秋田市を会場に日本女性会議が開かれました。今大会のテーマは「みつめて みとめて あなたと私～多様性(ダイバーシティ)とは～」です。

開会のアトラクションは児童による「秋田竿燈」の演技。秋田佐竹藩に伝わる国の重要無形民俗文化財で、小学生たちの自信に満ちた演技に伝承文化を今に伝える地域社会の教育力を感じ、「秋田の教育」の一端を垣間見ました。

さて基調報告ですが、内閣府男女共同参画局長、武川恵子さんが現状と施策について話され、なかでもジェンダーギャップ指数は144位中111位と昨年を下回る数値で、これからの課題はまだまだありそうです。

記念講演は、ヘアー・メイクアップアーティストの藤原美智子さんが登壇。多くの有名人を手掛けてきた藤原さんが感じる美しさとは、生きいきしていること、内面も輝いていれば際立つ。欠点を個性とし、違いを認めつつ自信を作ると話されました。スリムな藤原さんからは美のオーラが発信され、会場に飾られた秋田の名産ダリアの大輪同様、女性会議を華やかなものにしてくれました。

2日目の分科会は「女性の活躍」「ワーク・ライフ・バランス」「貧困」など、10の分科会が開かれ、交流会も含め学びそしてあつく語り合いました。

今大会のテーマのとおり多様性を認め合い気遣いあうことこそが、男女共同参画の原点かと思いました。

\*「秋田竿燈」:俵型をした提灯を竿に吊るし大きな稲穂に見立て、技と力を競い合い五穀豊穡を願うもの。



### 民法733条 再婚禁止期間の短縮

平成28年6月1日、民法の一部を改正する法律が参議院本会議で全会一致により可決・成立し、女性の再婚禁止期間が6か月から100日に短縮されました。(同月7日公布・施行)。再婚禁止期間の見直しは今回が初めてとなります。

民法の改正の概要

- 1 女性に係る再婚禁止期間を前婚の解消又は取消しの日から起算して100日としました。
- 2 女性が前婚の解消、もしくは、取消しの時に、懐胎(妊娠)していなかった場合、または、女性が前婚の解消、もしくは、取消しの後に出産した場合には、再婚禁止期間の規定を適用しないこととしました。

大きな一歩となる今回の法改正ですが、男女平等の観点から考えると、海外では再婚禁止期間は廃止される流れにあり、国連の女子差別撤廃委員会も再婚禁止期間の廃止を日本に求めています。時代により状況は変化しています。女性や生まれてくる子供たちの現状に沿った法律の改正が望まれます。